

豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。）に定めるもののほか、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、豊田市立小・中学校講師の豊田市への転入及び居住に要する経費を補助することにより、将来にわたって「豊田市の先生」となる人材を確保し、きめ細かな教育を実践する教育環境を構築することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県臨時的任用教員、愛知県任期付任用教員、愛知県派遣非常勤講師、豊田市准教員、豊田市非常勤講師又は豊田市非常勤養護教諭として豊田市立小・中学校長から内申された者
- (2) 豊田市外から豊田市内へ住民票を異動し、豊田市内に居住の意思を有する者
- (3) 豊田市立小・中学校において5年以上勤務する意思がある又は愛知県教員採用試験の受験予定者で豊田市内勤務を希望する者
- (4) 豊田市立小・中学校での講師任用が転入及び居住の主たる目的である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、補助対象としない。

- (1) 豊田市税等を滞納している者
- (2) 暴力団関係者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費とし、別表のとおりとする。ただし、補助金の申請年度中に執行した経費のみ補助対象経費とする。

2 備品購入に係る経費については、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、豊田市内に新たに住居の賃貸借契約を締結した場合に限る。

3 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認めた経費は補助対象経費としない。

(補助金額等)

第5条 補助金の交付は、予算の範囲内において、申請者ごとに補助金額を決定するものとする。

2 補助金の額の決定に当たって、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 申請者への交付額は、20万円を限度とする。

(補助金の交付の制限)

第6条 補助金の交付は、申請者一人につき1回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 申請者は、講師任用の内申を受けた日から任用開始日まで又は任用開始日から起算して30日を経過した日までに、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、申請することができる。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付申請書が提出されたときは内容を審査し、適当と認めたときは交付申請を承認し、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。補助対象に該当しない場合は、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(計画変更)

第9条 交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助事業の計画変更(中止を含む。)をする場合は、直ちに市長に豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金計画変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、承認したときは、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金変更決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (2) 不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (3) 申請年度内に豊田市内へ住民票を異動及び豊田市内に居住の実態がない場合
- (4) 補助金の交付決定日から起算して5年以内に自己都合により退職又は転出した場合。ただし、正規教員就職により退職又は転出した場合を除く。

- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消す場合は、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により交付決定者に通知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合、既に交付した補助金の全額を返還させなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業の計画を完了(中止を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付の方法)

第 1 2 条 市長は、補助金の実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金確定通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

（関係書類の保存）

第 1 3 条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき、交付申請がなされた補助金の交付に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	
手数料	家財等を搬出、設置するための引越代行、不動産仲介に係る経費及び礼金
使用料	転入及び居住のための移動に必要となる車両借上に係る経費
備品購入費	生活基盤を整備するための家財購入費。ただし、補助率は 1 0 分の 5 以内

年 月 日

豊田市長 様

住 所
〒

.....
電話番号

.....
氏 名

豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付申請書

豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 7 条の規定により、
下記のとおり豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 誓約事項

- （１）豊田市内へ住民票を異動し、豊田市内に居住します。
- （２）豊田市立小・中学校において 5 年以上の勤務又は愛知県教員採用試験において豊田市内勤務を希望します。
- （３）交付決定日から起算して 5 年以内に、正規教員就職による理由を除き、自己都合により退職又は転出する場合は、補助金の全額を返還します。
- （４）補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、帳簿、通帳等は補助金申請を行った年度の翌年度から 5 年間保存し、市からの求めがあった場合に提出することに同意します。
- （５）豊田市が、補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、購入・設置した物品等の調査を依頼した場合、必ず協力します。

3 添付書類

学校作成の採用依頼文の写し

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- （１）この補助金は豊田市立小・中学校講師の豊田市への転入及び居住に対する補助であり、用途が不適当な場合は補助金の全部又は一部を返納させることがある。
- （２）豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 10 条第 1 項に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消す。
- （３）既に交付した補助金が、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 12 条の規定による補助金確定額を上回る場合は、その差額を返納させる。

様式第 3 号（第 8 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金については、不交付と決定しましたので、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

（不交付の理由）

年 月 日

豊田市長 様

住 所
〒

.....
電話番号
.....

氏 名
.....

豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け豊教学発第 号で補助金の交付決定を受けた
豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金について、下記のとおり変更した
いので、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 9 条の規定に
より、承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の理由

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊教学発第 号で通知した豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金について、下記のとおり補助金の交付決定を変更しましたので、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 変更の内容

様式第 6 号（第 10 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け豊教学発第 号で通知した豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金については、取り消しましたので、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

（取消しの理由）

年 月 日

豊田市長 様

住 所
〒

.....
電話番号
.....

氏 名
.....

豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金実績報告書

年 月 日付け豊教学発第 号で補助金の交付決定を受けた
豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金について、豊田市立小・中学校講
師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告しま
す。

記

添付書類

- （１）領収書の写し
- （２）住民票
- （３）住居の賃貸借契約書の写し（備品購入費の申請者のみ）

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市立小・中学校講師向け新豊田市民応援補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円